

子供の命を守る 交通安全教育

安全教育啓発資料（交通安全ポスター）

登下校中に交通事故にあわないために「止まる、見る、待つ」

- ①道路や交差点では、一度止まって左右の安全を確認します。
- ②交差点では下がって待ち、青信号でも車が来ないか安全を確かめながら渡ります。
- ③車やバスの前後を通り抜けて、飛び出しをしません。
- ④横に広がって歩きません。
- ⑤車に乗るときは、後部座席でも、必ずシートベルトをします。
- ⑥スマホ、イヤホン、傘などを使用しながらの自転車運転はしません。



「自分の命は自分で守る！」をテーマに、登下校中に交通事故にあわないために守るべきことや、自転車に乗る時のルール、そして自転車損害賠償保険等への加入や乗車用ヘルメット着用を呼び掛けるポスターを作成しました。

冬季は日没時刻が早いので、**反射材の着用**や**自転車ライトの早めの点灯**を心掛けましょう。

令和3年度学校安全総合支援事業（千葉県通学路推進事業）

本事業は、文部科学省の委託を受け、千葉県教育委員会が指定したモデル地域が、年間を通じて通学路の安全確保に関する実践を積み重ねていく取り組みです。令和3年度は、3校がモデル地域の拠点校として交通安全教育の推進に取り組みました。

令和4年度は、八街市立朝陽小学校（2か年継続）と山武市立日向小学校が実践しています。



【八街市立朝陽小学校】

参加型自転車交通安全教室を開催し、見通しが悪い状況下の安全な乗り方を学んだ上で、一人一台のタブレット端末を活用した安全クイズを通して、交通ルールの理解を深めることができました。



【八街市立二州小学校】

通学路を実際に歩いたルート、撮影した危険箇所の写真や音声等が電子マップ上に登録される安全マップ作成ソフト「聞き書きマップ」を活用し、通学路の安全対策を考えることができました。



【市原市立若宮小学校】

4年生「安全なくらしをまもろう」では、学区の危険箇所を安全に歩くためのポイントをまとめた「安全動画」を作成。動画を視聴することができるQRコード付きの安全マップを作成しました。

★乗車用ヘルメットを着用しよう★

「道路交通法」の改正にともない、令和5年4月1日から、**全ての年齢層の自転車利用者等に乗車用ヘルメット着用**の努力義務が課せられます。

ヘルメット非着用者の**致死率は着用者の3.0倍**

（令和2年中）「令和3年2月警察庁交通局資料」より



★自転車保険に加入しよう★

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正にともない、令和4年7月1日から、**全ての自転車利用者**に**自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられました**。万が一の加害事故に備え、保険に加入しましょう。

検索

千葉県 自転車保険義務化

※上記ホームページに「自転車保険取扱事業者一覧」を掲載していますのでご参照ください。

【お問い合わせ先】教育振興部児童生徒安全課 電話 043-223-4091